

岩手県告示第707号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和2年11月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
社会福祉法人恩賜財団済生会北上済生会病院	北上市九年橋三丁目15番33号	令和5年11月22日